

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 5 月 24 日

フリー株式会社

2022年5月24日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第794条1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都品川区西五反田二丁目8番1号
フリー株式会社
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

当社は、当社を株式交換完全親会社、Mikatus 株式会社（以下「Mikatus」といいます。）を株式交換完全子会社とし、その効力発生日を2022年6月30日とする現金対価の株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関し、会社法第794条1項及び会社法施行規則193条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 株式交換契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 株式交換の対価に関する定め相当性に関する事項

当社は、会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により当社がMikatusの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるMikatusの株主に対し、Mikatusの普通株式1株につき22,415円（総額2,075,247,945円（予定））（以下「本株式交換対価」といいます。）の割合で金銭を交付する予定です。なお、Mikatusの全ての種類株主は、当社と別途合意する時期までに、その保有する全ての種類株式をMikatusの普通株式に転換することに合意する予定です。

なお、Mikatusは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求権に応じてMikatusが取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前の時点で消却する予定とのことです。

Mikatusは、発行済みの新株予約権の全部（2015年3月31日発行の第3回新株予約権、2017年5月29日発行の第10回新株予約権、2017年10月18日発行の第10回（2）新株予約権、2018年5月31日発行の第11回新株予約権、2018年7月31日発行の第11回（2）新株予約権、2018年11月16日発行の第11回（3）新株予約権、2019年5月23日発行の第12回新株予約権、2019年11月29日発行の第12回（2）新株予約権、2020年7月15日発行の第13回（1）新株予約権、2020年11月30日発行の第13回（2）新株予約権及び2021年11月5日発行の第14回新株予約権をいいます。）について、各新株予約権者との間の合意に基づき取得するか、各新株予約権者から新株予約権を放棄する旨の意思表示を受け、その後、消却する予定とのことです。

なお、Mikatusは、新株予約権付社債を発行していないとのことです。

当社は、本株式交換の効力発生後の両社で合意する時期に、Mikatusが当社を割当先として行う約4.5億円の第三者割当増資を引き受ける予定です。Mikatusは、その払込金額を上記新株予約権の取得等のための資金に充当する予定であるとのことです。なお、第三者割当増資の引受額約4.5億円は、新株予約権の状況により変動する可能性があります。

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、2021年7月頃にMikatusとの間で両社の企業価値の向上については株主共同の利益の向上に資する可能性があるかと判断し、Mikatusとの間で本株式交換の諸条件について具体的な協議・検討を開始いたしました。

本株式交換は、Mikatusの経営株主等のうちJapan Ventures I L.P.が、主としてMikatusの株式の買取先の選定及び当社との間の本株式交換対価に関する交渉に参与していること並びにMikatusの経営株主等が当社との間で当該取引の実行に関する合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結すること等の事情に鑑み、本株式交換の公正性を担保すべく、当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任するとともに、株式会社エイ・アイ・パートナーズ（以下「AIP」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む意思決定の方法・過程等について、助言を受けております。

また、Mikatusにおいても、当社及びMikatus並びに経営株主等から独立した第三者算定機関として株式会社investment hub（以下「investment hub」といいます。）を、当社及びMikatus並びに経営株主等から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定したとのことです。

Mikatusは、かかる体制の下、後記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」のとおり第三者算定機関であるinvestment hubから2022年5月2日付で受領した株式価値に関する算定書（以下「本株式価値評価算定書」といいます。）等及びMikatusが選定したリーガル・アドバイザーからの助言等をも踏まえ、同社の財務状況、業績動向、株価動向等を分析し、以下の事実関係を踏まえて真摯に交渉・協議を重ねた結果、以下の理由から、本株式交換の実行及び本株式交換対価は、Mikatusの一般株主の皆様に対して合理的な価格での確実な株式の換価機会を提供するものであるとともに、一般株主の皆様利益に資するものであると判断しているとのことです。

なお、本株式交換対価は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

- (i) 本株式交換対価22,415円（総額2,075,247,945円（予定））及び第三者割当て引受額（約4.5億円）の総額約25億円が、後記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載されているinvestment hubによる本株式価値評価算定書における類似公開企業比較法の算定結果及びDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法の算定結果の範囲内であること。なお、investment hubは類似公開企業比較法及びDCF法の複数の手法を用いてMikatusの株式価値を多面的に評価しており、本株式交換対価等の適正性は保たれていると判断しているとのことです。
- (ii) 後記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の公正性を担保するための措置及び利益相反を解消するための措置が取られていること等、一般株主の利益へ配慮がなされていると認められること。
- (iii) 本株式交換対価等は、上記措置が取られた上で、当社とMikatus又はMikatusの経営株主等との間で、独立当事者間の取引としての協議・交渉が複数回行われた上で、Mikatusの一般株主にとって不利益とならないよう決定された価格であること。

なお、本株式交換対価については、以下の理由により金銭を対価としております。当社及びMikatusは、本株式交換の対価を定めるに当たって、Mikatusの一般株主への配慮、公正性の担保及び利益相反の回避に十分留意した上で慎重に検討を重ねております。

- (i) 本株式交換を株式対価で実施した場合、Mikatusの一般株主の皆様には合理的な価格での確実な株式の換価機会を提供することができると考えていること。

- (ii) 当社の一般株主の皆様にとっても、保有株式の希薄化が生じることなく、両社一体となって事業を展開していくことによる将来的なシナジーを享受することができるので、メリットがあると考えていること。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の選任したファイナンシャル・アドバイザーである AIP は、当社及び Mikatus からは独立した算定機関であり、当社及び Mikatus の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

AIP は、Mikatus が非上場企業であることを勘案し、その株式価値については、将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく DCF 法を用いて算定を行いました。なお、AIP が DCF 法による算定の前提とした Mikatus の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、Mikatus は freee グループ参入に伴うシナジー創出による売上高の増加及びオペレーションの効率化等を踏まえて、2024 年 1 月期及び 2025 年 1 月期にそれぞれ前年度に対して 3 割以上の増益を見込んでおります。Mikatus の株式価値の算定結果は以下の通りです。

2,398～3,008 百万円

当社は、AIP から得られた Mikatus の株式価値の算定結果を参考にして、Mikatus の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等を踏まえ、Mikatus との間で慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換対価を 1 株 22,415 円とするとともに、第三者割当増資の引受額を約 4.5 億円とすることが妥当であり、両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至り、決定いたしました。

AIP は、Mikatus の株式価値の算定に関して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、Mikatus の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価または査定を行っておりません。

なお、当社は、AIP から、本株式交換対価等の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

株式交換完全子会社となる Mikatus はその株式を金融商品取引所に上場していないため、該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式交換は、Mikatus の経営株主等のうち Japan Ventures I L.P. が、主として Mikatus の株式の買取先の選定及び本株式交換対価に関する交渉にも関与していること並びに Mikatus の経営株主等が当社との間で本合意書を締結すること等の事情に鑑み、当社及び Mikatus は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

Mikatus は、本株式交換対価及び第三者割当増資の払込総額を決定するにあたり、当社及び Mikatus 並びに経営株主等から独立した第三者算定機関である investment hub に対し、Mikatus の株式価値の算定を依頼し、2022 年 5 月 2 日付で、本株式価値評価算定書を取得したとのことです。株式価値の評価結果の概要は以下のとおりです。

類似公開企業比較法 : 2,268~3,069 百万円
DCF 法 : 2,373~3,080 百万円

なお、investment hub の第三者算定機関としての報酬は、固定報酬となっており、成功報酬は採用していないとのことです。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、当社及び Mikatus から独立しており、重要な利害関係を有しません。

他方、Mikatus は、Mikatus 取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び Mikatus 並びに経営株主等から独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているとのことです。

なお、TMI 総合法律事務所は、当社及び Mikatus 並びに経営株主等から独立しており、重要な利害関係を有しません。また、本株式交換に係る TMI 総合法律事務所の報酬は時間報酬制となっており、成功報酬は採用していないとのことです。

(iii) 入札手続の実施

Mikatus は、2021 年 10 月上旬より、4 社の候補先に打診することによる入札プロセスを実施したとのことです。その結果、当社が Mikatus に対して提出した意向表明書における取引スキーム及び当該スキームを前提とする場合の株主への分配対価のほか、社内承認プロセスが迅速であることから取引のスピードや確実性等を総合的に考慮し、Mikatus の株主の皆様にとっても、当社が最も優れた候補者であると判断したとのことです。

3. 株式交換完全子会社に関する事項

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容
該当事項はありません。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容
該当事項はありません。

5. 効力発生日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項
当社及び Mikatus の資産・負債及び純資産の額は下表のとおりです。

(単位：百万円)

	資産	負債	純資産
当社(2021年6月30日現在)	53,896	6,980	46,916
Mikatus (2022年1月31日現在)	161	368	△207

当社は、資産の額が負債の額を上回っております。

Mikatus は、負債の額が資産の額を上回っておりますが、債務超過を解消すべく、サービスの強化、顧客獲得施策の強化、財務の安定化に向けた施策を継続的に実行しております。

したがって、本株式交換の効力発生日以降における当社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以上

(別紙 1)

株式交換契約書

フリー株式会社（以下「甲」という。）及び Mikatus 株式会社（以下「乙」という。）は、2022 年 5 月 17 日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号：フリー株式会社

住所：東京都品川区西五反田二丁目 8 番 1 号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商号：Mikatus 株式会社

住所：東京都中央区日本橋馬喰町二丁目 1 番 3 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株式の株主（但し、第 6 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下「本割当対象株主」という。）に対し、①乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に金 22,415 円を乗じて得た数と同額の金銭を交付するものとし、②A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式については金銭等の割り当ては行わないものとする。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、金 22,415 円を乗じて得た数の金銭を割り当てる。

第 4 条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022 年 6 月 30 日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は、協議の上、書面により合意することで、本効力発生日を変更することができる。

第 5 条（株主総会の承認）

1. 乙は、2022 年 6 月 10 日までに株主総会を開催し、本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、上記開催日は、本株式交換の手の続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上、書面による合意によりこれを変更することができる。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき同法第 795 条第 1 項に定める株主総会による承認を受けることなく本株式交換を行う。

第 6 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までになされる乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式の全部（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第 7 条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の中止）

本締結日以降、本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じることで、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲及び乙は、協議の上、書面により合意することで、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第8条（本契約の効力）

契約は、本効力発生日の前日までに、(i)本契約につき乙の第5条第1項に定める株主総会の決議による承認が受けられないとき、(ii)甲において、会社法第796条第3項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となつたにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られないとき、又は(iii)前条に基づき本契約が解除若しくは本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第9条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

第10条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

以上の合意を証するため、本契約書2通を作成し、甲が1通、乙が1通を保有する。

2022年5月17日

甲：東京都品川区西五反田二丁目8番1号
フリー株式会社
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

乙：東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号
Mikatus 株式会社
代表取締役社長 田中 啓介

(別紙2)

事業報告

令和3年2月1日から
(令和4年1月31日ま)
で

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（令和3年2月1日～令和4年1月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染による緊急事態宣言等、断続的に発出されており、未だ経済的影響を受け続けております。

当社がサービスを提供する会計事務所業界においては、顧問先である中小企業数の減少傾向、顧客のニーズの多様化、法制度や社会の価値基準の変化等を通じて、変わり続けております。

このような状況のもと、当社は、ミッション「税理士のみなさまにとって、なくてはならない存在として」および、ビジョン「いい税理士をあたりまえに」を掲げ、「いい税理士」が中小企業をサポートするための製品やメディアを展開してきました。

直近では、主力製品である会計事務所・税理士事務所向けクラウドサービスの強化を通して、税理士が「いい税理士」として顧問先の経営に寄与するためのサービスを提供し、会計事務所・税理士事務所市場におけるプレゼンスと支持をより強固なものとするこことで、収益力の強化、企業として成長の加速に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高 741,389 千円（前期は売上高 675,113 千円）を計上し、営業利益 87,799 千円（前期は 4,592 千円の営業利益）、経常利益 84,469 千円（前期は 1,570 千円の経常利益）を計上した結果、当期純利益 83,359 千円（前期は 9,073 千円の当期純損失）となりました。

なお、当社は、税理士向けの事業のみを営んでいるため、事業別の業績は記載しておりません。

(2) 対処すべき課題

当面の対処すべき課題

当社の現状における対処すべき課題は、継続企業として経営の安定を図ることです。具体的には、サービスの強化、人員の拡大、資金調達の3点を重点的に取り組みます。

1 サービスの強化

当社のビジョン「いい税理士をあたりまえに」の実現に向けて、システムの品質向上・機能改善・機能強化を通して、税理士事務所様及び顧問先様に対し、安定的で快適な業務環境をご提供してまいります。さらに、税理士事務所様が顧問先様の経営に深く関与するための支援を積極的に行うため、新たなサービスの企画・開発を進めてまいります。

2 顧客獲得施策の強化

新規顧客獲得施策、web マーケティング施策の強化などを通じて既存システムや新サービスの顧客を数多く獲得することで、利用者数の増加を目指します。また、カスタマーサクセス部署を新設し、顧客によるシステムの利用を促進し、利用単価および利用者数の向上やサービスのアップセル、クロスセルを目指します。

3 財務の安定化

財務面では、いまだに不安定な状況であり、また、システムの品質向上・機能改善、新たなサービスの企画・開発を実施するためにはさらなる資金需要が発生いたします。当社としましては、安定した財務基盤を確立し、事業スピードを上げてまいります。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 10 期 (平成 31 年 1 月期)	第 11 期 (令和 2 年 1 月期)	第 12 期 (令和 3 年 1 月期)	第 13 期 (当 期) (令和 4 年 1 月期)
売上高	575,683 千円	616,989 千円	675,113 千円	741,389 千円
経常利益又は損失(△)	△49,562 千円	△40,643 千円	1,570 千円	84,469 千円
当期純利益又は 損失(△)	△51,272 千円	△47,591 千円	△9,073 千円	83,359 千円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	△553.84 円	△514.09 円	△98.00 円	900.47 円
総資産	176,475 千円	130,537 千円	167,007 千円	161,081 千円
純資産	△234,181 千円	△281,772 千円	△290,845 千円	△207,486 千円

(4) 主要な事業内容

主要な事業内容は以下のとおりであります。

- ① 会計事務所及び顧問先企業向けのシステムの企画、開発、販売及び運用
- ② 前記に付随したコンピューター機器とサプライ用品の販売および保守サービスの提供
- ③ 会員向けの情報提供及び会員相互の交流を目的としたウェブサイトの企画、立案、運営

(5) 主要な事業所

- ① 本店 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号
- ② 営業所

(令和4年1月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号
中部支社	愛知県名古屋市中区金山二丁目11番10号
関西支社	大阪府大阪市淀川区西中島七丁目1番26号

(6) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83名	2名減	38.9歳	4.9年

(7) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	250,000 株
	A種優先株式	50,000 株
	B種優先株式	50,000 株
	C種優先株式	50,000 株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	24,209 株
	A種優先株式	27,000 株
	B種優先株式	29,412 株
	C種優先株式	11,962 株
(3) 株主数	普通株式	822 名
	A種優先株式	7 名
	B種優先株式	5 名
	C種優先株式	5 名

(4) 大株主

株主名	持株数					合計株式 持株比率
	普通 株式	A種優先 株式	B種優先 株式	C種優先 株式	合計 株式	
	株	株	株	株	株	%
Japan Ventures I L.P.	—	7,330	17,595	7,204	32,129	34.71
Arbor Venture Fund I, L.P	—	—	8,824	2,493	11,317	12.22
A T - I 投資事業有限責任組合	—	10,000	—	—	10,000	10.80
株式会社デジタル ホールディングス	—	6,000	—	—	6,000	6.48
株式会社セールス フォース・ドットコム	—	3,000	—	—	3,000	3.24
アイ・マーキュリー キャピタル株式会社	—	—	2,941	—	2,941	3.18
株式会社アスリート	2,220	—	—	—	2,220	2.40
A G キャピタル株式会社	—	—	—	2,000	2,000	2.16
浅野 芳郎	1,284	—	—	—	1,284	1.39
寺尾 典子	580	—	—	—	580	0.63

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
平成 30 年 7 月 31 日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価格 1 株につき 10,000 円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると会社が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 新株予約権の付与決議の日後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日までとする。

⑤ 当社役員の実有者数状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	実有者数
取締役 (社外取締役を除く)	18,000 個	普通株式 18,000 株	1 人

(注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。
2. 監査役が保有する新株予約権等はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

令和 3 年 11 月 5 日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価格 1 株につき 10,000 円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると会社が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 新株予約権の付与決議の日後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日までとする。

⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人等	2,336 個	普通株式 2,336 株	78 人

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（令和4年1月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
田中啓介	代表取締役社長	
デービッド・ミルスタイン	取締役	Eight Roads Ventures Japan 代表
堤達生	取締役	STRIVE 株式会社 代表取締役
村田純一	取締役	Eight Roads Ventures Japan プリンシパル
香本慎一郎	取締役	Eight Roads Ventures Japan プリンシパル
吉野公一	監査役	

- (注)1. 取締役 堤達生氏、デービッド・ミルスタイン氏、村田純一氏、香本慎一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 吉野公一氏は、社外監査役であります。
3. 深澤優壽氏は、令和3年7月15日開催のB種優先株主及びC種優先株主による種類株主総会終結の時をもって、取締役を辞任により退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	1名 (一名)	15,000千円 (一千円)
監査役 (うち社外監査役)	1名 (1名)	600千円 (600千円)
合計	2名	15,600千円

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、平成28年10月21日開催の臨時株主総会において年額134,000千円以内と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成26年4月10日開催の第5回定時株主総会において年額2,400千円以内と決議をいただいております。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役4名）、監査役1名（うち社外監査役1名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の社外取締役が5名（退任した取締役1名を含む）在任しているためであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 銀河

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
会計監査人としての報酬等の額	9,000 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令及び定款に適合した決裁権限基準を、取締役及び使用人に周知徹底し監督する。
- ロ. 社内規程類を整備し、教育・研修を通じて、周知・徹底と啓発を行う。
- ハ. 金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化する。
- ニ. 当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応をする。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行う。また、監査役は、取締役の職務の執行を監査する。
- ロ. 効率的で機動的な経営を行うため、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で従業員に権限を委譲する。

ハ．事業戦略などの会社の重要事項について審議し議論する経営会議を設置する。

ニ．中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険（以下「リスク」という）についてはリスクを適正に管理し、経営の健全性を確保するための規程を整備するとともに、リスクの抽出と対策、管理状況の把握に努め、リスクの種類と対応策に応じてリスク回避措置に関する指導監督、その他のリスクマネジメントに関する指導監督を実行する。危機発生時には対策本部の設置や、必要に応じて取締役会又は主要会議において報告・協議・情報交換を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び取締役会規則の定めるところに従い、取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理する。

また、取締役会が定めた中期経営計画、年度予算に関する事項については、各取締役はその目標達成のために各所管部署に具体的目標及び役割分担を含めた効率的な達成の方法を指示し、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて改善を促すほか、主要会議において報告・協議・情報交換を行い効率化を図る体制を適正に運用する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助するために必要な補助業務を求められた場合、当該業務に必要な人員を適宜監査役と協議し、補助業務に就かせる措置をとることができるものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は取締役会及び主要会議を通じて業務執行の状況などを報告するものとする。

なお、緊急の事項については迅速性を優先し直接監査役に報告をする。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役と会計監査人は定期的に監査状況を情報共有し、業務監査について改善が必要な事項の強化と徹底策を協議する。

ロ．監査役と代表取締役は定期的に情報共有し、取締役の業務執行の適正に関して改善が必要な事項の強化と徹底策を協議する。

ハ．監査役は緊急性の高いコンプライアンス上の問題を認知した場合に、問題の内容に応じて随時、代表取締役、取締役と協議することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 実施体制

当社では、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、各規程・細則等を制定し実施している。

具体的な実施として、定められた業務分掌、決裁基準に則った業務フローを

設計しており、管理部門による確認を実施している。

また各規程・細則等はグループウェアを通じて全社員が閲覧可能な場所に保存・周知し、適切な業務の実施を確保している。

②監査体制

社外監査役は全ての取締役会に参加しており、会計監査人とも連携し、法令等の順守及び適正な業務の実施の確保に努めている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
		(負 債 の 部)	
(資 産 の 部)		流動負債	
流動資産	135,938	未払金	204,699
現金及び預金	57,766	未払費用	42,094
売掛金	64,983	未払法人税等	425
前払費用	16,375	未払消費税等	20,650
貸倒引当金	△3,187	前受金	21,111
固 定 資 産	25,143	預り金	103,238
投資その他の資産	25,143	設備関係未払金	1,354
繰延税金資産	15,912	賞与引当金	1,385
敷金及び保証金	8,630	1年内返還予定の会員	13,576
法人拠出基金	600	預り金	863
		固定負債	163,869
		社債	26,000
		会員預り金	137,869
		負債合計	368,568
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	△258,825
		資本金	199,006
		資本剰余金	100,006
		資本準備金	100,006
		利益剰余金	△557,838
		その他利益剰余金	△557,838
		繰越利益剰余金	△557,838
		新株予約権	51,338
		純資産合計	△207,486
資産合計	161,081	負債・純資産合計	161,081

損益計算書

令和3年2月1日から
(令和4年1月31日まで)
で

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		741,389
売上原価		292,553
売上総利益		448,836
販売費及び一般管理費		361,037
営業利益		87,799
営業外収益		177
雑収入	176	
受取利息	1	
営業外費用		3,507
支払利息	1,921	
社債利息	1,585	
経常利益		84,469
税引前当期純利益		84,469
法人税、住民税及び事業税	17,023	
法人税等調整額	△15,912	1,110
当期純利益		83,359

株主資本等変動計算書

令和3年2月1日から
(令和4年1月31日まで)
で

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	199,006	100,006	△641,197	△342,184	51,338	△290,845
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益			83,359	83,359		83,359
事業年度中の変動額合計	—	—	83,359	83,359	—	83,359
当 期 末 残 高	199,006	100,006	△557,838	△258,825	51,338	△207,486

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当事業年度においては、営業利益 87,799 千円、経常利益 84,469 千円、当期純利益 83,359 千円を計上したものの、未だ債務超過の状態となっております。

当該状況により、今なお継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。当社は当該状況を解消すべく、引き続き下記の対応策を進めております。

1 サービスの強化

当社のビジョン「いい税理士をあたりまえに」の実現に向けて、システムの品質向上・機能改善・機能強化を通して、税理士事務所様及び顧問先様に対し、安定的で快適な業務環境をご提供してまいります。さらに、税理士事務所様が顧問先様の経営に深く関与するための支援を積極的に行うため、新たなサービスの企画・開発を進めてまいります。

2 顧客獲得施策の強化

新規顧客獲得施策、web マーケティング施策の強化などを通じて既存システムや新サービスの顧客を数多く獲得することで、利用者数の増加を目指します。また、カスタマーサクセス部署を新設し、顧客によるシステムの利用を促進し、利用単価および利用者数の向上やサービスのアップセル、クロスセルを目指します。

3 財務の安定化

財務面では、未だに債務超過の状態にあるなど不安定な状況であります。当社としましては、収益力の強化を通して安定した財務基盤を確立し、さらに事業成長のスピードを上げてまいります。

しかしながら、当該施策の達成如何では、財務活動に重要な影響を及ぼす可能性があることから現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 引当金の計上基準

貸倒引当金	……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	……………	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(2) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の

本邦通貨への換算基準……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 15,912千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、当事業年度末における貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額、ならびに税務上の繰越欠損金等(以下、一時差異等という。)に対して繰延税金資産および繰延税金負債を認識しております。この内、繰延税金資産については、将来減算一時差異等が将来の一時差異等加減算前課税取得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込み額と相殺され、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における主要な仮定は、将来の課税所得であり

ます。将来の課税所得の見積りは、経営者によって承認された事業計画等を基礎として算定しております。特に、新型コロナウイルス感染症による影響については、長期化する不確実性を考慮しつつも、少なくとも、2023年1月末まで影響が継続するものと仮定を置いて課税所得を見積っております。

③ 翌年度の計算書類へ与える影響

将来の課税所得は、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む経済環境の悪化によって、大幅な下方修正が必要となる可能性があります。その場合には、当事業年度末に計上された繰延税金資産の一部又は全部が取り崩され、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記
該当事項はありません。

6. 損益計算書に関する注記
該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	24,209株
A種優先株式	27,000株
B種優先株式	29,412株
C種優先株式	11,962株

(2) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	37,390株
------	---------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

株式報酬費用	15,719千円
開発預託金（利子）	13,702千円
繰越欠損金	739,564千円
その他	11,640千円
繰延税金資産小計	780,627千円
評価性引当金	△764,714千円
繰延税金資産合計	15,912千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(i) 金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金については短期的な預金で運用し、資金調達については増資及び社債発行によっております。

(ii) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に事務所の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。社債はシステム開発に必要な資金の調達を目的としたものであります。社債は、償還期日にその履行が行えなくなる流動性リスクに晒されております。営業債務である未払金及び設備関係未払金は、その全てが1年以内の支払期日ではありますが、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。会員預り金はソフトウェアの開発に当たり受け入れた開発預託金であり、会員が脱退した場合において預託金の返還が行えなくなる流動性リスクに晒されております。

(iii) 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び敷金及び保証金について、適宜信用状況を検討し管理しております。

- ・営業債務及び借入債務等に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(iv) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末（令和4年1月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	57,766	57,766	—
(2) 売掛金	64,988	64,988	
貸倒引当金（※）	△3,187	△3,187	
資産計	61,800	61,800	—
資産計	119,567	119,567	—
(1) 未払金	42,094	42,094	—
(2) 社債	26,000	27,519	1,519
(3) 会員預り金	138,732	135,331	△3,400
負債計	206,826	204,944	△1,881

（※）「売掛金」に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 会員預り金 (1年以内返済予定を含む)

返還する元利金の合計額を、新規に同様の預りを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
敷金及び保証金	8,630
法人拠出基金	600

敷金及び保証金、法人拠出基金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

親会社、法人主要株主及び役員等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	田中啓介	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接0.57	当社役員	資金の返済(注)	80,000	-	-
執行役員	山崎順弘	-	-	当社執行役員	(被所有)直接0.06	当社社員	資金の返済(注)	40,000	-	-

(注) 前期に資金繰りの都合により、一時的に資金の借入を行ってございました。当事業年度に全額返済しております。借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保提供は行ってございません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 $\Delta 30,342$ 円 00 銭

(2) 1株当たり当期純利益 900 円 47 銭

(注) 1株当たり純資産額は、優先株式に関する調整を行っております。

当該優先株式は、普通株式に対し残余財産分配請求権の優先権があります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

第 13 期 附属明細書

〔 自 令和 3 年 2 月 1 日
至 令和 4 年 1 月 31 日 〕

Mikatus 株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

当期は該当事項ありません。

2. 引当金の明細

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,473	3,499	2,785	3,187
賞与引当金	8,092	21,668	16,185	13,576

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	15,600	
給与手当	187,420	
法定福利費	32,478	
賃借料	28,321	
貸倒引当金繰入額	713	
賞与引当金繰入額	9,966	
その他	86,539	
計	361,037	